

IBM システム・インテグレーションのご提供条件

IBM システム・インテグレーションのご提供条件は以下のとおりです。

第1条 契約の目的

IBMは、本契約(変更契約書がある場合はこれを含みます。)に従って、お客様のシステム(以下「システム」といいます。)の構築に関し、システム・インテグレーションとして、「システムの計画」、「システムの要件定義」、「システムの構築」および「システムの保守支援」に規定する全部または一部を別紙記載の内容に基づき行います。

第2条 システムの計画

1. IBMは、「システム」の基本方針の立案、「システム」全体構想の作成、「システム」の開発方針の立案、およびこれらの文書化(以下併せて「計画」といいます。)を行います。
2. お客様には、IBMの作業の終了次第、その結果を確認していただきます。お客様の確認により「計画」は確定され、「システム」の「要件定義」の前提となります。

第3条 システムの要件定義

1. IBMは、対象業務の「システム」化のための分析、要件の抽出およびこれらの文書化並びに「システム」の構築範囲の確定(以下併せて「要件定義」といいます。)を行います。
2. お客様には、IBMの作業の終了次第、その結果を確認していただきます。お客様の確認により「要件定義」は確定され、「システム」の「構築」の前提となります。

第4条 システムの構築

1. IBMは、前条で確定された「要件定義」に基づいて、「システム」の外部設計、内部設計、開発実施、サブシステム間統合テスト、システムテストおよび移行作業(以下併せて「構築」といいます。)を行います。
2. お客様には、IBMによる前項記載の局面または作業の終了次第、その結果を確認していただきます。お客様の確認により当該局面または作業が完了し、次の局面または作業の開始の前提となります。

第5条 プロジェクト管理

別紙には、作業範囲、お客様・IBM双方の作業分担および作業スケジュールが記載され、両当事者は、プロジェクト推進の過程で生じる問題の解決のために定期的に協議会を開催します。IBMは、この会議の議事録を作成し、お客様に提出します。別紙記載の作業スケジュールは、お客様およびIBMのプロジェクト管理者の合意により変更できます。

第6条 成果物の納入

IBMの作業の結果、お客様に納入されるすべての成果物(第18条記載の「製品」を除く。)(以下「成果物」といいます。)、納入予定日および納入場所は別紙に記載されます。

第7条 受入検査および引渡し

1. IBMが「成果物」をお客様に納入したとき、お客様には受入検査を行っていただきます。
2. 受入検査の結果、「成果物」が完了基準に合致することを確認したとき、お客様には、別紙に定める検査完了日までに検収確認書をIBMに交付していただきます。本条第4項の場合を除きこのお客様の確認日をもって「成果物」の「引渡日」とし、別紙に定める「成果物」の権利が生じます。
3. お客様が「成果物」の受入検査により完了基準に合致しない項目を発見した場合には、別紙に定める検査完了日までに書面によりIBMに通知していただきます。
4. 本条第2項においてお客様が検査完了日までに検収確認書をIBMに交付しなかった場合または検査基準に合致しない旨を通知しなかった場合には、検査完了日に「成果物」の受入検査が完了したものとみなします。また、お客様がIBMの同意を得ることなく検査完了日前に「成果物」を生産的目的に使用した場合には、検査が実施されていないときでも生産的目的に使用した日をもって、検査が完了したものとみなし

ます。

5. 受入れ検査により完了基準に合致しない項目が発見された場合において、IBMのみの責に帰すべき事由により、IBMが検査完了日までに完了基準をみたすことができない場合には、書面による別段の合意がない限り検査完了日は別紙記載の期間(延長期間の開始日は当初の検査完了日の翌日とします。)延長され、次の条件が適用されます。
 - (1) 延長期間中、IBMが完了基準達成のために必要とする追加作業に要する費用は、IBMが負担します。
 - (2) 延長期間中に必要な追加作業が完了し、完了基準が満たされた場合には、IBMは書面によりお客様に通知し、お客様にはすみやかに受入検査を実施していただき、その後の取扱いは本条第2項、第3項および第4項の規定に従います。

第8条 生産的使用

「システム」の生産的使用は、お客様の実データとお客様が整備する使用環境に基づき、お客様の責任において行っていただきます。

第9条 システムの保守支援

1. IBMは、別紙で別段の定めがある場合を除き、「システム」の機能維持のためにお客様が行う修補作業に対する支援作業(以下「保守支援」といいます。)を行います。
2. 前項の「保守支援」の内容および期間については別紙に記載されます。

第10条 契約内容の変更

別紙記載の作業内容の変更または契約締結時に存在しなかった事由により契約内容を変更する必要が生じた旨、一方の当事者より書面で通知された場合、両当事者は協議の上、通知日より30日以内(ただし、別紙に別段の定めがある場合を除く。)の変更契約書の締結により契約金額および契約内容を変更できます。この期間内に変更契約が締結されない場合、変更を通知した当事者は、その変更前の契約条件に従って作業をすすめるかまたは本契約を解約するかのいずれかをすみやかに選択します。本契約の解約が選択された場合、お客様はIBMより引渡しを受けた品目についてはIBMに返還することなく、第14条に定める「成果物」または「資料」の権利の規定に従い使用でき、IBMは本契約に基づいて受領した代金をお客様に返還いたしません。また、お客様には解約前に実施された作業の代金および第19条第3項に定める「従契約者」に支払うべき金額についてIBMにお支払いいただきます。

第11条 代金および支払条件

お客様には、IBMに対し別紙記載の金額を別紙記載の条件に従いお支払いいただきます。

第12条 機密情報

両当事者間で取り交わされる情報は、別途IBM所定の機密保持契約書を締結する場合を除き、機密として扱いません。

第13条 個人情報

1. 本契約の履行に伴い、IBM がお客様から個人情報の開示または提供を受ける場合(次項に定めるもののみの開示または提供を受ける場合を除きます。)、別紙記載の個人情報取り扱いに関する規定または両当事者間で別途締結する IBM 所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。
2. なお、お客様は、IBM および IBM の関連会社がお客様の連絡先個人情報(名前、電話番号、電子メール・アドレスを含みます。)を、IBM が営業を行う地域に保存し使用することに同意し、当該情報の使用、開示および再開示について情報主体からの同意を得ていることを確認します。かかる情報は IBM とお客様との取引に関連して管理、使用されるものとし、

IBM および IBM の関連会社の委託先、IBM ビジネス・パートナー、事業継承先に対して、お客様との連絡を含む、それらの一般的事業目的内の用途(例えば、受注処理、販売促進、市場調査等)のために提供されることがあります。

第14条 成果物および資料の権利等

1. IBMは本契約に基づきお客様のために創作した「成果物」を国内外において使用する無償の権利をお客様に許諾します。この使用許諾により、お客様はこの「成果物」をお客様の業務処理目的に限り、「使用」(プログラムについては機械に読み込ませ、実行すること、その他の資料については現存のまま閲覧・参照することをいいます。以下同じ。)、複製、二次的著作物作成その他の形式で利用できます。なお、お客様はお客様が作成したすべての「成果物」の複製物にIBMまたはIBMの関連会社のために著作権表示を行っていただきます。
2. お客様が自らの責任で行う作業に対するIBMの支援作業によりお客様に納入または使用した文書、資料、プログラム(別契約のもとで提供されるプログラム製品を除きます。)、その他の著作物(以下「資料」といいます。))のうち、お客様のために創作したものの著作権は、お客様に帰属するものとします。ただし、IBMは、お客様に帰属する当該「資料」を「使用」、複製、二次的著作物作成その他の形式で利用し、他に使用許諾する国内外における取消不能の無償の使用権を有するものとします。
3. IBMが提供する既存の「資料」の著作権は、IBM、IBMの関連会社または第三者に留保されるものとし、別に書面で合意している場合を除き、お客様は、既存の「資料」をお客様の業務処理目的に限り「使用」できます。本条第1項の「成果物」または第2項のお客様に帰属する「資料」に、既存の「資料」の一部または全部がそのまま、または改変して組み込まれた場合、この既存の「資料」の著作権の帰属は、何ら影響を受けないものとし、お客様は、本条第1項の「成果物」または第2項のお客様に帰属する「資料」についての権利の行使に必要な範囲でこの既存の「資料」を利用する使用権を有します。
4. 別契約のもとで提供されるプログラム製品の修正、改変、翻案等の作業が本契約のもとで行われる場合、これらの作業により作成されたものに対するお客様の権利については、別契約による当該プログラム製品についての使用権の規定が適用されます。かかる場合、お客様は当該プログラム製品の権利者または使用権許諾者よりIBMが作業を提供するために必要な許諾を得ているものとします。
5. 本条で別に定める場合を除き、当事者が本契約の履行に伴い取得したいかなる知的財産権についても、かかる当事者は、相手方当事者に対し何ら対価を支払うことなく、またその同意を得ることなく、自己の権利を利用、実施、許諾または譲渡することができるものとします。

第15条 責任の制限

お客様がIBMの責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、IBMの損害賠償責任は請求の原因を問わず現実に発生した通常かつ直接の損害に対してのみ、損害発生の直接原因となった当該別紙所定の作業に対する受領済みの代金相当額を限度額(ただし、別紙に損害賠償限度額の記載がある場合にはこれによる。)とする金銭賠償に限られます。ただしIBMは、いかなる場合にも、IBMの責めに帰すことのできない事由から生じた損害、IBMの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ・プログラムなど無体物の損害および第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害については、責任を負いません。

第16条 保証

「成果物」に対する保証がある場合には、別紙に記載され、この場合を除いて、「成果物」の性能の保証及び法律上の瑕疵担保責任を含めIBMによる保証はありません。

第17条 お客様の提供する品目および作業等

双方協議のうえ、お客様には、作業場所、開発・テストに必要な機器・環境・仕様書等の品目および施設等をIBMに提供していただき、別紙記載のお客様の作業を実施していただきます。この品目および作業等に起因して契約金額または作業内容、スケジュールその他、契約内容に影響が生じた場合には、第10条に従って本契約を変更します。

第18条 製品

1. 「システム」に機械およびプログラム(他社製を含む。)(以下併せて「製品」といいます。))が統合される場合には、両当事者は「製品」に対する所定の契約書(以下「製品用契約書」といいます。))を締結します。
2. 「製品」に対して締結される「製品用契約書」の番号は、別紙に記載されます。
3. 「製品」に対しては、「製品用契約書」の条項のみが適用され、別段の定めがある場合を除き、本契約の条項は適用されないものとします。
4. 「製品」に対しては、本契約の解約の効力は及ばないものとします。
5. IBM製以外の「製品」でIBMの機械売買契約書またはプログラム契約書に含まれない「製品」については、IBMは提供者または製造者(以下「提供者」といいます。))の代理人としてお客様と契約します。この「製品」の契約書(以下「代理契約書」といいます。))の名称及び番号は別紙に記載され、この「製品」に対しては「代理契約書」の条項のみが適用されます。

第19条 その他

1. お客様は、自己の「システム」構築のために本契約を締結していただきます。また、IBMの書面による事前の同意がない限り本契約および契約上の地位・および権利・義務を第三者に譲渡または移転することはできません。
2. 本契約において別に定める場合を除き、本契約は両当事者が記名捺印する書面によってのみ変更できます。
3. IBMは、IBMが選択する第三者(「従契約者」といいます。))を使用し、本契約に定める作業を行うことがあります。
4. 本契約に基づき提供されたまたは開発されたアイデア、コンセプト、ノウハウまたは技法はいずれの当事者も相手方の産業財産権及び著作権の制約に従うことを条件に、自らが適当と考える方法でこれを使用できるものとし、いずれの当事者も「資料」およびその他の納入物と同種または類似の資料の開発を妨げられないものとします。
5. 本契約書記載の条項と別紙記載の条項に相違がある場合には、別紙記載の条項が優先されます。
6. 本契約は本契約の対象となる事項に関する当事者間の完全かつ唯一の合意であり、本契約の対象となる事項に関する当事者間の従前の口頭もしくは書面による意思表示に代りません。
7. 両当事者は、相手方の事前の書面による同意がある場合を除き、本契約の内容を両当事者が業務上必要とする最小限の従業員のみ情報として機密に保持するものとします。
8. 本契約に基づくいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合には、時効により消滅します。
9. IBMが第7条第5項に定める延長期間終了後も、完了基準が達成できない場合には、お客様とIBMはその合意により本契約を再延長するか解約するかを定めるものとしますが、合意に至らない場合は解約されるものとします。お客様またはIBMにその他の本契約の違反が生じた場合には、相当期間を定めてその是正を催告するものとし、かかる期間内に是正されない場合には、相手方は本契約を解約できるものとします。
10. お客様に本契約の違反その他契約を継続し難い重大な事由が生じ、かかる事由によりIBMが本契約を解約した場合、お客様は解約前に実施された作業の代金および「従契約者」に支払うべき金額について IBMに支払うものとします。
11. お客様またはIBMは、相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められる時は書面による通知をもっていつで

も本契約を解約できます。

12. お客様が、「成果物」を輸出する場合には、日本国政府及び米国政府の必要な許認可を得ていただきます。
13. 本契約に関して疑義が生じた場合には、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議します。

用語の説明

本契約書「システムの構築」記載の各局面および作業は、それぞれ以下を意味します。具体的には、別紙で特定されます。

1. 外部設計局面とは、対象システムの外部仕様と機能の確定、データベースの論理設計等及び容量見積を意味します。
サブシステム化が必要な場合には、サブシステム間のインターフェイス仕様の作成も含まれます。
2. 内部設計局面とは、データベースの物理設計と、システムの内部仕様、コンポーネントおよびモジュール等への分割仕様およびテストの基本計画の作成を意味します。
3. 開発実施局面とは、モジュール等の詳細仕様の作成、コーディング、単体テストおよびコンポーネントレベルまでの統合テストを意味します。ただし、対象システムがサブシステム化されている場合は、サブシステム間の統合テストを別局面として定義します。
4. サブシステム間統合テスト局面とは、サブシステム間のインターフェイス等の検証を意味します。ただし、サブシステムに分割されていないシステムでは、この局面は省かれます。
5. システムテスト局面とは、システム全体としての機能の検証を意味します。
6. 移行作業とは、データ等の移行、そのためのプログラム等の設計開発、新運用手順の文書化等を意味します。

本契約書「システムの保守支援」第1項記載の用語の意味は、以下のとおりです。

1. 保守とは、「システムの構築」に規定された局面および作業の後「生産的使用」開始日以降に当該「システム」の機能維持のためお客様が行う 修補作業を意味します。
2. 修補作業とは、「受入検査および引渡し」所定の受入検査完了時の成果物(ただし、IBMによるその後の変更がある場合はこれを含む。)に対してシステムの機能維持の目的で実施する修正作業を意味します。